国保連合会請求関係

訪問型サービス(みなし)サービスコード表(みなし指定事業所:平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所) 合成 サービスコード 算定単位 サービス内容略称 算定項目 単位数 種類 項目 事業対象者・要支援1・ 1月につき 要支援2(週1回程度) 訪問型サービスI A 1 1111 1.168 訪問型サービスI・初 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している 場合×70% 任 A 1 1113 818 事業所と同一建物の利用者又 訪問型サービスI・同 1.168単位 はこれ以外の同一建物の A 1 1114 1.051 利用者20人以上にサービスを行 |介護職員初任者研修課程を修了したサー|う場合 ×90% 訪問型サービスI・初 ビス提供責任者を配置している場合 仟•同一 イ 訪問型 ×70% サービス費 A 1 1115 736 (みなし) 事業対象者・要支援1・ 1日につき 要支援2(週1回程度) (I) 訪問型サービスI日 2111 38 A 1 訪問型サービスI日 |介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している ______割·初任 場合×70% A 1 事業所と同一建物の利用者又 訪問型サービスI・日 割・同一 38単位 はこれ以外の同一建物の A 1 2114 利用者20人以上にサービスを行 介護職員初任者研修課程を修了したサーう場合 ×90% 訪問型サービスI・日 ビス提供責任者を配置している場合 割・同一・初任 ×70% A 1 2115 24

介護予防訪問介護相当サービス 単位・対象者

サービス名称	単位	みどり市の対象
訪問型サービス	1月につき1,168単位	事業対象者・要支援1・2
(みなし) I	1日につき38単位	週1回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者
訪問型サービス	1月につき2,335単位	要支援1•2
(みなし) II	1日につき77単位	週2回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者
訪問型サービス	1月につき3,704単位	要支援2
(みなし)Ⅲ	1日につき122単位	週2回を超える程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者

※各種加算・減算(初回加算、生活機能向上連携加算、介護職員処遇改善 I ~IV、サ責減算、同一建物減算など)は給付と同一。

※事業対象者は、原則週1回。ただし、退院時などの緊急性の高い場合等はこの限りではない。

介護予防通所介護相当サービス 単位・対象者

サービス名称	単位	みどり市の対象
通所型サービス	1月につき1,647単位	事業対象者•要支援1
(みなし)1	1日につき54単位	週1回程度通所型サービス(みなし)が必要とされた者
通所型サービス	1月につき3,377単位	要支援2
(みなし)2	1日につき111単位	週2回程度通所型サービス(みなし)が必要とされた者

※各種加算・減算(生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算、サービス提供体制強化加算、若年性認知症利用者受入加算、介護職員処遇改善加算 I ~Ⅳ、定員超減算、職員減減算、同一建物減算など)は給付と同一。

※事業対象者は、原則週1回。ただし、退院時などの緊急性の高い場合等はこの限りではない。